第十八条の二十九の二				
第十八条の三十				
第十八条の三十二第四項				
第十八条の三十四の二				
第十八条の三十五第一項、第三項及び第四号				
第十八条の三十五の七				
第十八条の三十八第一項	区分	又は指定都市若しくは中核市（地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。）の市長	区分（令第四十五条の三第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）	、指定都市の市長又は児童相談所設置市の長
第十八条の三十九	（略）	指定都市若しくは中核市の市長	都道府県知事	（略）
第十八条の四十	（略）	（略）	（略）	（略）
第二十五条の七第一項から第十項まで及び第十二項	都道府県			指定都市及び児童相談所設置市
第二十五条の九	（略）	（略）	（略）	（略）
第二十五条の十一				
第二十五条の十四				
第二十五条の十七				
第二十五条の十九第一項及び第三項	（略）	（略）	（略）	（略）

第十八条の二十九の二				
第十八条の三十				
第十八条の三十二第四項（新設）				
第十八条の三十五				
第十八条の三十五の七				
第十八条の三十八第一項	区分	又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の市長	区分（地方自治法施行令第百七十四条の二十六第七項及び児童福祉法施行令（以下「令」という。）第四十五条の三第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）	、指定都市の市長又は児童相談所設置市の長
第十八条の三十九	（略）	厚生労働大臣	厚生労働大臣又は都道府県知事	厚生労働大臣又は都道府県知事
第十八条の四十	（略）	（略）	（略）	（略）
第二十五条の七	都道府県			指定都市及び児童相談所設置市
第二十五条の九	（略）	（略）	（略）	（略）
第二十五条の十一				
第二十五条の十四				
第二十五条の十七				
第二十五条の十九	（略）	（略）	（略）	（略）